

# 特定非営利活動法人日本臨床歯周病学会

## 認定歯科衛生士審査施行細則

第1条 この細則は、特定非営利活動法人日本臨床歯周病学会（以下「本会」という）認定制度規則（以下「規則」という）第7条の規定に基づき、認定歯科衛生士審査に関し、必要な事項を定める。

第2条 申請者は、次の各号に定める認定歯科衛生士申請書類を認定審議委員会に提出しなければならない。

- (1)認定歯科衛生士認定申請書（様式1）
- (2)本会認定歯科衛生士資格審査表（様式2）
- (3)履歴書（様式3）
- (4)本会指導医又は認定医1名の推薦書（様式4）
- (5)認定歯科衛生士申請患者一覧表（様式5）と治療に関する資料（様式6、様式7）
- (6)認定歯科衛生士認定申請料（郵便振替払込金受領書のコピー）
- (7)歯科衛生士免許証のコピー

第3条 認定審議委員会による認定歯科衛生士審査は、毎年1回以上実施し、本会は3か月前までに認定歯科衛生士審査の公示を行うものとする。

### 第4条 認定歯科衛生士審査

認定歯科衛生士審査の申請では、申請者は次の各号に従わなければならない。

#### 1. 書類審査「症例提出用テンプレート」（ppt, pptx版）を用いること

- (1)初診時から、メインテナンス又はサポートタイプペリオドンタルセラピー（SPT）期間を通して担当したステージII以上の歯周炎患者を1症例提示すること。（引継ぎ症例は不可）
- (2)症例はメインテナンス又はSPT（歯周治療終了後6か月以上経過していること）まで進んでいて、適正に機能している残存歯が10歯以上存在していること。
- (3)症例記録資料は症例の概要が理解できるようにすること。
- (4)初診時、歯周基本治療終了時、メインテナンス又はSPT移行時、及び直近のメインテナンス又はSPT時の歯周組織検査表、—さらに、初診時、メインテナンス又はSPT移行時、及び直近のメインテナンス又はSPT時の口腔内写真を添付すること。
- (5)初診時と直近のメインテナンス又はSPT時の10枚法以上のデンタルエックス線写真（パノラマエックス線写真でも可）を添付すること。

#### 2. 筆記試験

- (1)筆記試験は、歯周病全般の臨床的専門的知識に関する事項について行う。

### 第5条 合否判定

認定審議委員会は総合的な審査を行い、その合否結果を本会理事会に報告する。

#### 2. 合否判定細則、審査方法は別に定める。

第6条 この細則の変更は理事会の議決を経て、総会での報告を必要とする。

#### 附則

本施行細則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

本細則は一部改正し、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。

本細則は一部改正し、平成 26 年 3 月 16 日より施行する。

本細則は一部改正し、平成 27 年 3 月 15 日より施行する。

本細則は一部改正し、令和元年 6 月 22 日より施行する。

本細則は一部改正し、令和元年 9 月 29 日より施行する。

本細則は一部改正し、令和 2 年 3 月 31 日より施行する。

本細則は一部改正し、令和 3 年 3 月 31 日より施行する。

本細則は一部改正し、令和 4 年 7 月 30 日より施行する。

本施行細則は一部改正し、令和 6 年 6 月 17 日より施行する。

本施行細則は一部改正し、令和 8 年 4 月 1 日より施行する。